

2021年1月5日

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：性能評価部性能評価課
TEL：03-3562-8127

審査業務に関連する申請書類の押印廃止について

昨今の書類の押印見直しの動きを受けて、審査業務に関連する申請書類の押印廃止に係る運用変更をいたしますので、ご案内申し上げます。

記

令和2年12月23日に国土交通省より「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令98号）が公布されました。

これに伴い、申請時の押印の取扱いが改正されることから、弊社では令和3年1月1日受理分より、以下のとおり対応いたします。

申請書類の押印廃止

- 適用開始日：2021年1月1日受理分より
- 対象：長期優良住宅の技術的審査
低炭素建築物の技術的審査
性能向上計画の技術的審査
BELS 評価
住宅性能評価
贈与税の住宅性能証明書
増改築等工事証明書
- 内容：提出される依頼書や変更依頼書等において押印欄に押印が無くても受付

※上記品目以外については押印が必要です。（2020年12月28日現在）

※特定行政庁等が指定する書式で押印が必要な場合は引き続き押印が必要です。

※委任状についても弊社に提出する書面に押印が無くても受付いたします。契約当事者としての委任の意思は適切にご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、弊社・性能評価部までお問い合わせ願います。

以上